

【システムリスク管理に関する基本方針】

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、情報の適切な管理と保護が重要な経営課題であることを認識し、お客様に安心して当社サービスをご利用いただき、当社役職員が安全に情報を取り扱うために、下記のシステムリスク管理に関する基本方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、情報の適切な管理及び保護に努めます。

本方針の対象となる情報は、当社の企業活動において入手及び知り得た情報並びに当社が業務上保有するすべての情報及びこれらを取り扱う情報システム（以下、「本情報資産」といいます。）を対象とします。

システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や当社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や当社が損失を被るリスクを指します。

システムリスク管理体制

当社は、本情報資産の適切な管理及び保護を行うため、以下の管理体制を整備し運用します。

1. 管理責任者と会議体

当社は、システムリスク及び情報セキュリティを統括管理する「情報セキュリティ責任者」を配置します。情報セキュリティ責任者は、原則システム部の部長とします。また、システムリスク及び情報セキュリティにかかわる報告、検討、審議を情報セキュリティ委員会で行います。

2. 適用範囲

当社は、本方針を当社の責任で管理・運営するシステム、情報資産及び当社の指揮監督を受けて業務に従事しているすべての役職員に適用します。役職員には、当社と雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員、常駐業務委託社員等）が含まれます。

3. 遵守義務

当社のすべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識した上で、本方針及び本方針に基づき定められた規程・基準等を遵守しなければなりません。

4. 社内規程等の整備

当社は、システムリスクにかかわる社内規程やマニュアルを整備し、本情報資産の適

切な管理及び保護を行うためのルールを社内に周知徹底します。

5. 適切なシステムリスク対策の実施

当社は、外部環境の変化によりシステムリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にシステムリスクを認識・評価し、情報資産にかかわる不正アクセス、情報漏えい、データの改ざん、サービス停止等の事故を未然に防止するため、システムリスク対策を実施します。

6. 社員教育・訓練の実施

当社は、全役職員に対して、適切な対応を行い、管理策の実効性を十分確保できるよう、システムリスクにかかわる教育・訓練を定期的実施します。

7. 内部監査の実施

当社は、システムリスクにかかわる法令及び社内規程等の遵守状況について、定期的に内部監査を実施します。

8. 外部委託先の管理監督

当社は、当社の業務を外部委託する場合、本方針に準じた管理体制を維持するよう契約書等に明記し、管理体制が適切に維持されていることを定期的に確認します。

2022年4月15日 制定

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社